

第3次西予市総合計画 策定方針

令和7年5月

西予市

(政策企画部 政策推進課)

1 計画策定の趣旨

本市では、「常に危機感、常にチャレンジ、常に一步先行く、常に市民と共に手を取りあって」を基本理念に定めた「第2次総合計画（計画期間：平成28年度～令和8年度）」を策定し、市民と行政が共に改革者となり、西予市ならではの田舎だからこそできる方策を考え、改革を実行し、持続可能な西予市の実現を目指してきた。

この間、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症をはじめ、急激な人口減少、気候変動に起因する大規模な自然災害、原材料価格の高騰と円安による物価上昇などが、国民生活や地域経済に大きな影響を与えている。また、急速なデジタル化（デジタルトランスフォーメーションの進展）、働き方改革、ダイバーシティ（多様性）など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつある。

一方で、本市においては、平成30年7月豪雨災害の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し、事前復興計画の策定、実効性の高い避難訓練の実施といった防災・減災の取り組みが進展したほか、令和5年4月には、公民館を地域づくり活動センターに移行し、地域住民と行政が協働し、地域づくりを推進する体制を整えることができた。しかしながら、想定を上回る人口減少や高齢化に伴う収税減、社会保障費の増加に加え、合併算定替制度の終了に伴う実質的な普通交付税の減少、老朽化した公共施設（支所・消防署・図書館など）の建て替え需要などにより、市の財政は危機的な状況まで悪化し、このままでは市政が十分に機能しなくなるおそれもあることから、今年度中に策定予定の「財政危機脱却プラン」に基づき、財政再建と財政危機の再発の防止を図っていかなければならない。

そこで、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、危機的な財政状況も踏まえて、改めて見直しを行い、市民参画のもと、現行計画に代わる新たな総合計画「第3次総合計画」を策定する。

2 総合計画とは

総合計画は、地方自治体の行政運営の基本となる計画で、将来のまちづくりの方向性や施策を示す本市の最上位計画として位置づけている。

第3次総合計画は、令和7年度から8年度にかけて策定作業を行い、第2次総合計画と同じように「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成する計画だが、実施計画については、基本計画を具体的に実施するための計画であり、基本計画の策定を受けて、追って策定・改定することとなる。

注1）財政危機脱却プランとは、市の財政が危機的な状況になっていることから、令和7年秋頃の策定を目指している行財政改革を積極的に進める計画のこと。



図1 第2次総合計画における体系図（構成イメージ）

3 計画期間

計画期間は、令和9年度から令和17年度までの9年間とする。地域や社会を取り巻く環境や価値観は、一定ではなく多様で複雑化（例：財政危機、気候変動、コロナ、物価高騰、生活価値観の変化など）しているため、実施計画を下記のとおり前期・中期・後期（3年程度）単位で作成し、対象事業の選定や方向性の具体的な見直し（確認）を行う。

なお、市政の方向性について大きな変化が生じた場合については、時期に関わらず、見直しを行う。

【計画策定前（成果徹底検証）】（令和7年～令和8年）

財政危機脱却プランに基づき、既存の政策、これまで実施してきた事業の成果、費用対効果を徹底的に検証し、市政運営が危機から脱却するため、事業の廃止及び統合、費用対効果、業務の実施方法及び運営体制などの見直しを断固実行する。

財政危機から脱却し、裁量的経費をねん出する見通しがついた段階で、総合計画の構想を体現し、高い費用対効果が見込まれる政策分野に限って、新たな挑戦分野として、当該政策に集中的に予算配分と体制の強化を行う（新たな挑戦）。

【前期】（令和9年～令和10年）

総合計画に記述された計画内容を着実に実施する。西予市行政経営戦略会議において、実施計画の進捗及び目標の達成状況について定期的に確認し、その状況が芳しくない事業について、実施計画を見直す（政策向上）。

特に、前述の「新たな挑戦分野枠事業」については、戦略会議開催の都度、実施計画の進捗及び目標の達成状況を確認し、期待された効果の出現の目途が立たない場合には、事業を中断又は中止する（政策見極め）。中断又は中止した予算枠については、「新たな挑戦分野枠事業」の予算を新たに認める（政策転換）。

令和10年度には、実施計画の見直しの状況を踏まえ、基本計画レベルの見直しが必要なものについては、基本計画も見直し、総合計画の中期を迎える準備を行う。

【中期】（令和 11 年～令和 13 年）

前期と同様のプロセスを繰り返す（構想実現に向けた進展）。

総合計画の折り返し地点である令和 12 年度には、総合計画の中間的な採点を行うため、市民に構想レベルが実現できているのかについて、市内全地域において市政懇談会を開き、市民の体感とともに、どのような対策を行えばよいのかについて意見交換を行い、前期と同様、基本計画レベルの見直しが必要なものについては、基本計画も見直し、総合計画の後期を迎える準備を行う。

【後期】（令和 14 年～令和 17 年）

前期中期と同様のプロセスを繰り返し、最後の総合計画の期間として、総合計画の将来構想の実現を目指す（構想実現）。

加えて、令和 16 年からは、第 4 次総合計画策定のため、第 3 次総合計画の計画前と同様のプロセスにより、成果の徹底検証を行う（新たな計画に向けて）。

この 9 年間で、地域の強みを活かした「改善」と「革新」を両輪に、市の持続可能な成長を実現していく。

4 策定にあたって考慮すべき視点（コンセプト）

(1) 第 2 次総合計画の継承

まちづくりは 10 年で完成するものではないため、第 3 次総合計画は、基本的に第 2 次総合計画を継承する。「生涯暮らせるまちづくりの実現」に向けては、人口は縮小するものの、**充実**したまちづくり（「**縮充**」のまちづくり）を進め、地域が稼ぐ力を身に付けるとともに、行政だけではなく市民や関係者が知恵を出し合って課題を解決していくまちづくりを目指すこととする。

(2) 目標管理（リスク管理）型の計画

本来、総合計画は、行政評価（マネジメント）と連動した進捗管理が必要になるが、第 2 次総合計画では、職員の意識が醸成することなく管理したことにより、事務事業の乱立などにつながった。その反省を踏まえて、行政評価（マネジメント）の仕組みを見直し、データを利活用しながら、行政評価と連動した計画づくりを行い、経営資源の一層の選択と集中を進める。データの利活用については、市民が納得する計画の目標値や成果指標を設定できるよう知見を有する専門家による研修の実施などを検討する。

【総合計画のマネジメント方法】

- ・行政経営システムを活用し、基本計画（政策、施策、基本事業）を評価する。
- ・評価結果や重点施策から行政経営資源（ヒト・モノ・カネ）の適正配分ができる仕組みをつくり、経営資源の選択と集中を行う。
- ・行政内において各役職員が果たす役割と責任を明確化し、総合計画の実効性を高める。

(3) 政策立案能力の向上とオリジナルの発想

総合計画は、コンサルタントなどに頼ることなく、市職員の力を結集して策定することにより、職員の政策立案能力の向上につながる。西予市総合計画審議会答申（令和6年1月22日付）も踏まえ、市民自らが意欲を持ち、地域も元気になるよう他の自治体になりオリジナルの発想をもった計画となるよう取り組む。

(4)バックキャスティング型の計画

総合計画は長期計画であることから、市民の暮らしに好循環が生まれるよう適切に運用するとともに、近い未来・遠い未来で将来の西予市の姿がイメージできるよう、市民にとってもわかりやすい内容となるように努める。

このため、第2次総合計画と同様に、2035（令和17）年に、本市の「ありたい姿／あるべき姿」（将来像）を描き、その将来像を実現する道筋を未来から現在へとさかのぼって考える「バックキャスティング型」の手法を用いて計画を策定する。

(5)総合計画と他の計画との関係性

①創生総合戦略

「創生総合戦略」は、第3次総合計画をもって充てる。

【創生総合戦略とは】

市では、全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため、「まち・ひと・しごと」に視点を置き、行政をはじめ市民、地域団体、企業など市全体でまちの活性化に取り組む計画として、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和2年4月に「第2期西予市人口ビジョン」と、政策目標・施策を提示した「第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、第2次総合計画の基本構想等に基づき、人口減少や少子化対策を中心に取り組んでいる。

なお、創生総合戦略の性質上、人口動向等を踏まえた政策目標・施策を定め、事業の評価検証を行うが、こちらも総合計画の評価検証プロセスをもって充てる。

②地域づくり計画書

本市では、平成23年度から、『自分たちの地域を、自分たちの手で』を基本理念に『地域発「せいよ地域づくり」事業』を実施しており、市内27の地域づくり組織ごとに「地域づくり計画書」を策定している。持続可能な地域づくりを推進するためには、地域住民による自主・自立に向けた取り組みが欠かせないことから、地域づくり計画書を分析し、複数の地域が抱える共通の課題、広域で取り組むべき課題などを抽出して、第3次総合計画の特に基本計画の立案に活かすこととする。

③財政危機脱却プラン

本市の財政状況は厳しさを増しており、令和6年11月から「財政危機脱却プラン」の策定を進めている。総合計画の策定にあたっては、財政危機から脱却し、裁量的経費をねん出する見通しがついた段階で、総合計画の構想を体現し、高い費用対効果が見込まれる政策分野に限って、新たな挑戦分野として、当該政策に集中的に予算配分と体制の強化を行う。

5 策定体制

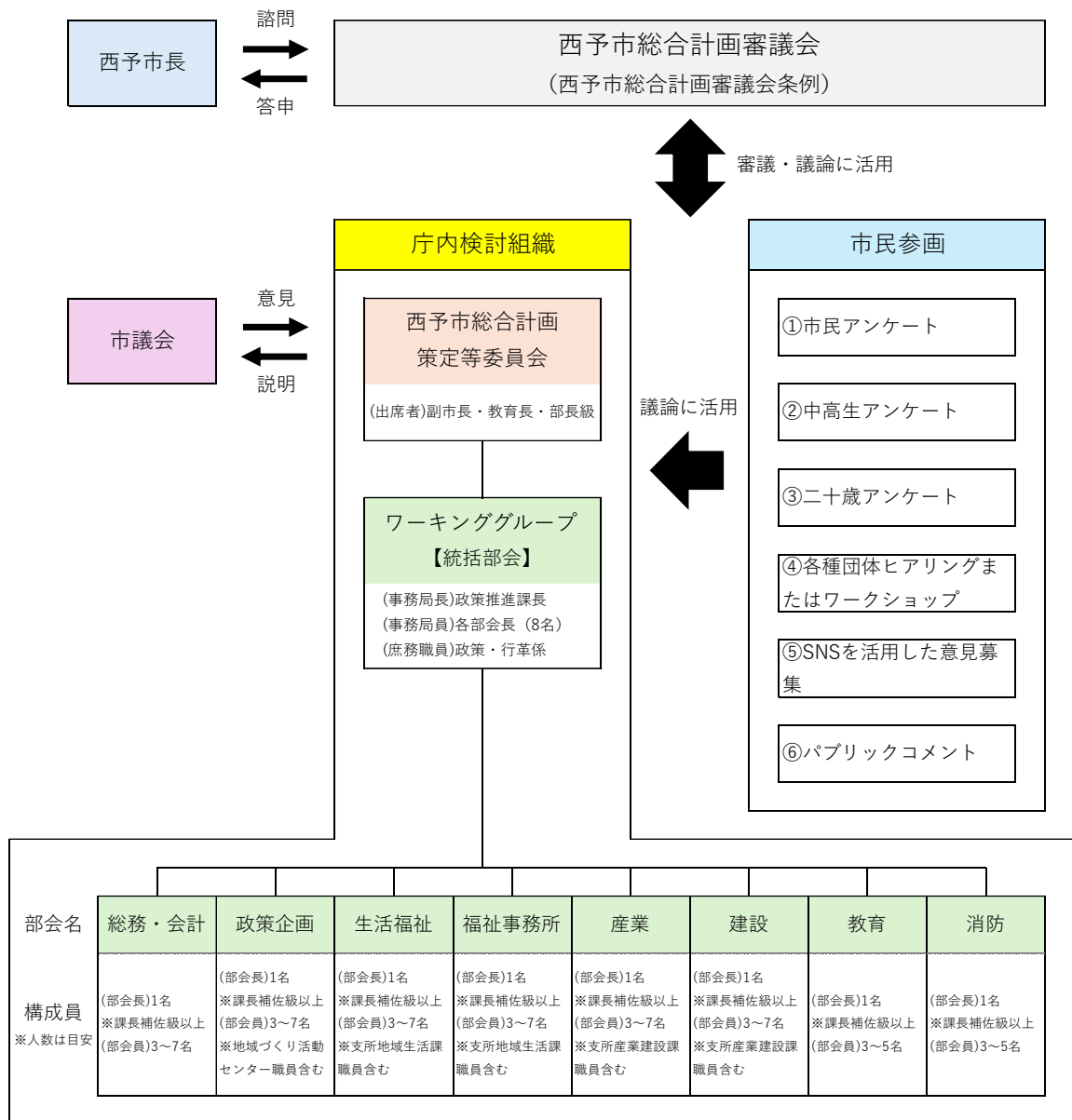


図2 策定体制図

(1) 西予市総合計画審議会（西予市総合計画審議会条例）

設置目的	市長の諮問に応じ、西予市総合計画に関し、必要な事項を調査及び審議する。
組織	委員 30 人以内で組織する。 次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市議会議員 (2) 公共的団体の役職員 (3) 学識経験を有する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者（例：公募委員）

(2) 庁内検討組織

●西予市総合計画策定等委員会

設置目的	西予市総合計画を策定または改定し、その実施状況を把握し、評価等を行う。
組織	副市長、教育長、部長級で組織し、計画策定等に関する基本的事項（基本構想・基本計画の草案の検討など）の決定、横断的かつ重点施策の検討を行う。

●ワーキンググループ

設置目的	西予市総合計画の策定における各分野の課題抽出及び調査研究など、将来の市の方向性を多様な視点で考え、（策定等委員会での評価等に有益な）政策提案を行う。
組織	総務・政策企画・生活福祉・福祉事務所・産業・建設・教育・消防の部ごとに、ワーキンググループ（作業部会）を設置する。グループは、課長級～主事級の市職員（6名程度）で構成し、計画素案（基本事業）の立案など、実務的な役割を担う。

(3) 市民参画

総合計画へ市民の声を十分に反映させるため、以下の手法により積極的に市民参画の機会を設けるとともに、基礎調査や市民意識調査、各種アンケート調査の結果を早期に公表し、市民の参画意欲を高める。

また、令和7年10月頃から予定している「市政懇談会」をはじめ、西予市行政情報番組「いいやん西予」、西予市広報紙やホームページなどで、総合計画策定に関する市民向けの情報発信に努める。

①市民アンケート調査の実施（令和7年5月中旬～）

18歳以上の市民の中から、住んでいる地域、年代や性別などに偏りのないように2,500人を抽出し、これまでのまちづくり状況の評価、施策ニーズや満足度等を調査・分析し、課題を明らかにする。

②中高生アンケート調査やワークショップの実施

本市が、10年後、20年後どのようなまちになってほしいか、その時に本市の中核を担う市内の中高生を対象にアンケート調査やワークショップの実施を検討する。さらに「総合計画とは何か」中高生の理解を深める動画を作成、配信する。

③二十歳アンケート調査の実施（令和7年1月「二十歳のつどい」で実施済）

毎年1月に実施する「二十歳のつどい」出席（対象）者に、本市に住むことに対する意識調査、10年後どのようなまちになってほしいかといったことなどを把握するため、アンケート調査を実施する。

④各種団体インタビュー（ヒアリング）

市の強みや弱み、団体活動でうまくいっていること、今後の活動意向（市との協働）、将来のありたい姿に関して、インタビュー形式で意見を集める。

⑤ SNS を活用した意見募集

募集テーマ（例：「私が市長なら、〇〇します！／私が市長なら、〇〇を実現します！」）を設定し、テーマに沿って、想いやアイデアを文章等で簡潔に表現し、市公式 SNS（Twitter、Facebook、Instagram）での「#（ハッシュタグ） 自称西予市長」による投稿で募集する。集まった意見は、市役所4階に掲示し、理事者や市職員、来庁者、誰もが気軽に見ることができるようにする。

⑥ パブリックコメント等の実施

策定方針や市長答申前の「基本計画（素案）」を公表して、市民等から意見を募集し、策定方針や基本計画に反映させるほか、市政懇談会などでの説明に努める。

⑦ 議会との連携

市民の代表である議会に対しては、基本構想・基本計画の各検討段階において、意見・提案が行えるよう、情報提供や協議の場を設ける。

6 策定スケジュール

策定スケジュールについては、下記のとおり予定しているが、あくまで本方針策定時点の暫定的なスケジュールであることに留意する。

◆令和7年度(策定1年目)					◆令和8年度(策定2年目)				
	外部会議等	庁内会議				外部会議	庁内会議		
	総合計画審議会	策定等委員会	ワーキンググループ (作業部会)	市議会		総合計画審議会	策定等委員会	ワーキンググループ (作業部会)	市議会
	①市民、中高生、二十歳 対象のアンケート ②各種団体ヒアリングま たはワークショップ	副市長、教育長、部長級 で組織し、計画策定等 に関する基本的事項(基本 構想・基本計画の草案の 検討など)の決定、横断 的かつ重点施策の検討 を行う。	策定等委員会の下部組 織として、課長級～主事 級の市職員で組織し、計 画素案(基本事業)の立 案など、実務的な役割を 担う。			総合計画審議会条例に 基づき、市長の諮問に応 じ、必要な事項の調査及 び審議を行う。	副市長、教育長、部長級 で組織し、計画策定等 に関する基本的事項(基本 構想・基本計画の草案の 検討など)の決定、横断 的かつ重点施策の検討 を行う。	策定等委員会の下部組 織として、課長級～主事 級の市職員で組織し、計 画素案(基本事業)の立 案など、実務的な役割を 担う。	
令和7年度	1月 二十歳アンケート 5月上旬～ 市民アンケート 6月上旬～ 中高生アンケート 7～8月 各種団体ヒアリング またはワークショップ	5/7 部長会 ・策定方針やスケジュール等の 報告 ・ワーキンググループ参加職員 の選考依頼	5/8 課長会 ・策定方針やスケジュール等の 報告 ・ワーキンググループ参加職員 の選考協力	5/16 臨時会 (行政報告会) ・策定方針やスケジュール等の 報告	4月 第2回審議会 ・計画等子の審議	4月 第2回審議会 ・計画等子の審議		PTと事務局による 確認・修正作業 第6回WG ・基本計画修正、施策、KPI決定 PTと事務局による 確認・修正作業	
5月					4月				
6月					5月				
7月					6月		基本計画素案 確定		
8月			第1回WG ・【研修】(仮題)データを 活用した計画づくり ・第2次計画の振り返り		7月	7月 第3回審議会 ・基本計画及び戦略案の審議		7月下旬～8月下旬 パブリックコメント(約1か月)	
9月			第2回WG		8月				
10月	意見反映	10/1 策定等委員会 ・アンケート結果報告 ・ワークショップ報告 ・WG報告	意見報告		9月				
11月		12/1 策定等委員会 ・進捗状況報告、協議 ・基本構想(案)の提示	第3回WG ・【研修】(仮題)総合計 画・行政評価を意識した 計画づくり ・基本構想作業説明 ・基本構想案 修正作業		10月	10月下旬 議案提出時期(予定)			
12月			第4回WG WGと事務局による 確認・修正作業		11月				12月議会 (議案提出・議決)
1月					12月				
2月		2/3 策定等委員会 ・進捗状況報告、協議			1月				
3月	3月 第1回審議会 諮問 ・作業内容、スケジュール等の 説明 ・基本構想素案の諮問	基本構想素案 確定	第5回WG ・基本計画作業説明 ・施策設定作業	3月議会 (行政報告会) ・基本構想案報告	2月				
					3月				

図3 スケジュール